事　務　連　絡
令和８年 10 月 13 日

一般社団法人　日本社会医療法人協議会　御中

厚生労働省健康・生活衛生局
難病対策課移植医療対策推進室

臓器の移植に関する法律施行規則に定める書面及び記録に係る参考書式の改正について（周知）

臓器の移植に関する法律（平成９年法律第 104 号）の施行に必要な書面及び記録については、臓器の移植に関する法律施行規則（平成９年厚生省令第 78 号。以下「施行規則」という。）等に定めています。

厚生労働省においては、これらの書面及び記録の作成及び保存に当たって、実務上の参考としていただくため、参考書式をお示ししてきたところです。

今般、「臓器のあっせん業の許可等について」（令和７年９月 25 日付け健生発 0925 第３号）に規定するドナー関連業務実施法人が許可されたこと及び「「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）」（平成９年 10 月８日健医発第 1329 号厚生省保健医療局長通知別紙）第６に規定する臓器提供を行う施設内に在籍している臓器提供に関する説明・同意取得等に係る認定を取得している臓器移植コーディネーターが説明・同意取得等を行うことが可能となったことを踏まえ、参考書式の改正を行いましたので、お知らせいたします。

なお、本書式については実務上の参考としてお示しするものであり、施行規則に定める事項が全て適切に含まれている場合には、独自の書式を使用することについては差し支えないことを申し添えます。

つきましては、今後の事務の参考にしていただくとともに、関係機関等に対して周知いただくよう、お願いいたします。御不明点等については、下記の連絡先まで御照会ください。

【連絡先】
厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課
移植医療対策推進室臓器移植係　出内、田中、金村
TEL：03-3595-2256　FAX：03-3593-6223
メールアドレス：ishokuchousa@mhlw.go.jp